

小塚報告「AI 製品に対応した EU の製造物責任ディレクティブ改正」 に対する若干のコメント

大阪大学 大塚智見

1 被害者の立証責任の軽減

(1)製品事故における立証責任の軽減

- 一般不法行為責任:被害者が製造者等の「過失」を立証する必要あり
→特に、「過失」の前提となる予見可能性の立証が困難
- 製造物責任(EC1985 年、日本 1994 年導入):「過失」ではなく「欠陥」を立証すればよい
→予見可能性の立証が(一般的には)不要である点から一般不法行為責任より被害者に有利
⇔当時から「欠陥」・「欠陥と損害の因果関係」の立証が困難・推定規定が必要との指摘あり

(2)欠陥(過失)及び因果関係の推定

- 被害者が製造物の欠陥・損害・因果関係を立証しなければならない
- 一定の場合に欠陥等を推定＝反証がなければ欠陥等ありとして責任を負う
←証拠開示命令違反に対するサンクションとする、規制法と明文をもって結びつける点に特徴
→製造者等に「反証しなければ責任を負う」との不利益を負わせることを正当化する根拠は?
←AI の「ブラックボックス問題」は正当化根拠足りうるか?

2 製造物責任の拡大

(1)デジタルなものへの対象の拡大

- 製造物責任の対象＝動産(movables)→有体物に限定されるか?
→動産(movables)がデジタル製造ファイル・ソフトウェアを含むことを明示
- 欠陥・免責判断における評価時点の後ろ倒し＝市場投入時から「製造者の管理下」へ
←アップデートなどの必要性(「物の取引とサービス取引の融合」)

(2)責任主体の拡大

- オンラインプラットフォーム提供者も一定の要件の下で責任を負う
→オンラインプラットフォーム提供者が責任を負う根拠は?
←危険なものを流通に置いたこと(≠製造したこと)に対する信頼責任? 情報提供義務?

3 AI システムにおける「欠陥」・「過失」概念の捉え方

- AI と人間のリスク水準の比較による「欠陥」・「過失」判断?
→平均人の能力を超える場合には当然に免責すべきか? 「あるべき AI」を想定すべきか?
- AI の公平性?:特定の属性を有する者に不公平な判断をすることは欠陥や過失といえるか?